

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：教育委員

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
第二体育館屋上防水改修工事一式	R6.9.10	(有)進和防水工業	3,564,000	第167条の2第1項第5号	校内及び近隣地域における事故等の危険性があり、早急な工事の必要があったため	和光工業（株）	4,048,000	松江北高等学校	
						(有)朝日防水工業	4,268,000		
水産練習船「神海丸」に積み込むA重油の購入 105,000リットル	R6.9.2	株式会社 ヤマニシ 宮城県石巻市西浜町1番地2	単価契約 111.1円 (消費税等込み)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	検査・修繕中であり係留中のドックで給油する必要があるため	—	—	学校企画課	単価契約 11,665,500円

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
企画展「山陰の戦乱」にかかる展示徴収、作品輸送業務	R6.9.5	日本通運株式会社 山陰支店 米子市流通町430-17	5,090,120	第167条の2第1項第2号	当該業務は、国宝、重要文化財に指定されているものや、保存状態が悪く取扱が非常に難しい作品の輸送、展示業務であり、高い専門的知識と技術が必要である。契約相手方は、国宝・重要文化財の輸送、展示業務を幾度も行ってきた実績があり、文化財所蔵者（借用先）の信頼が厚く、当該業務を確実に遂行可能である。また、所蔵者から契約相手方で輸送をするよう指示を受けており、他の業者への委託は不可能であるため。	-	-	古代出雲歴史博物館	
企画展「山陰の戦乱」にかかる展示撤去業務	R6.9.13	有限会社ササキ企画 東京都品川区東品川3丁目22番20号-502	7,192,350	第167条の2第1項第2号	提案競技審査委員会において、事業予定者に選定された者であるため。	-	-	古代出雲歴史博物館	